

# 国有林内で活動する事業者・入林者の皆様へ

令和7年の岩手県大船渡市の大規模林野火災等を踏まえ、

## 山林内での火の取扱いのルールが追加されます

乾燥した日が続くなど林野火災の危険が高まっている期間中、市町村が「林野火災注意報」や「林野火災警報」を出す場合があります。各種注意喚起情報に注意し、林野火災予防にご協力をお願いします。

### <市町村等の条例に基づくルール>

林野火災**注意報**が出た場合  
市町村が指定する区域内において



などについて**努力義務**がかかります

※たき火については下記の国有林内注意事項も参照

林野火災**警報**が出た場合  
市町村が指定する区域内において



などの**制限**がかかります(罰則あり)

※たき火については下記の国有林内注意事項も参照

※ 具体的な区域や制限内容などの詳細は、地域を管轄する市町村や消防本部の情報(webサイト等)をご確認ください。  
※ その他、消防署へのたき火の事前届出等もルールとして明確化されました。

注意報・警報等の各種注意喚起情報について、山林に立ち入る前や、山林内での活動の合間に **ご自身でよくご確認ください!!**

(市町村による注意報・警報発令の情報発信方法の例)

消防本部のホームページやSNS、防災無線、市町村の防災メール、消防署による巡回・呼びかけ など



随時チェックを!

あわせて、国有林内では従来の注意事項も引き続き遵守願います。

- ❌ 枯草・枯木等付近では火気は取り扱わない。取り扱わせない。
- ❌ タバコの投げ捨ては絶対に行わない。行わせない。
- ❌ 事業でやむを得ず火気を取り扱う際は、その場を離れない。
- ❌ 完全に消火したことを確認する。
- ❌ たき火は絶対に行わない。行わせない。(野営場等の指定場所は除く)
- ❌ 特に請負事業や立木販売の場合、指定場所以外での喫煙の禁止など契約書に定める火の取扱いのルールを遵守する(守らない場合、契約違反になる可能性があります!)

